

契約制度見直しの概要について

—令和3年10月1日実施—

府中市行政管理部契約課

制度見直しの背景

令和元年の官製談合事件を受け、より適正な契約制度の構築に向けて、令和2年度に府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会が設置され、同委員会で、対応策が検証されました。

不正行為の再発防止に向けた対応策

1 入札方法の見直し

- ・条件付一般競争入札の対象を広げる検討をすること
- ・予定価格等を不正に入手しようとする働きかけを防止する入札方法を検討すること

2 不正業者に対する厳罰化

- ・不正行為に対する厳罰化を検討すること

3 入札及び契約の透明性の向上と適正化

- ・入札等を監視する第三者機関の設置を検討すること

4 「不正な働きかけ」への対応

- ・「不正な働きかけ」への対応手順を定めること

1 入札方法の見直し

- ・条件付一般競争入札の対象を広げる検討をすること
-

改正内容

- ・公募型指名競争入札を廃止し、予定価格5,000万円以上の工事は、原則全て条件付一般競争入札とします。
- ・予定価格5,000万円以上の工事は、入札参加対象事業者の地域要件を緩和します。

入札参加事業者の地域要件

- ・予定価格500万円以上 5,000万円未満の工事
府中市内に本店を有する事業者(変更なし)
- ・予定価格5,000万円以上 1億5,000万円未満の工事
府中市内に本店・支店・営業所を有する事業者
- ・予定価格1億5,000万円以上の工事
東京都内に本店・支店・営業所を有する事業者

※入札不調後の再度の入札や特殊工事などは個別に要件を設定します

予定価格5,000万円以上の工事

入札参加条件の基本的な考え方

- ・経営事項審査の総合評定値800点以上を基準とします
- ・入札参加対象業者数が15者以上(予定価格1億5,000万円以上の場合は23者以上)となるよう、総合評定値や地域の条件を設定します

※参加対象業者数が上記の数に満たない場合、総合評定値や地域の条件を広げます

予定価格5,000万円以上の工事

入札参加条件の基本的な考え方

- ・地域要件は、「市内業者→多摩地域本店→多摩地域支店・営業所→都内本店→都内支店・営業所」の順に広がります
- ・予定価格1億円以上の場合は、特定建設業許可を有することを条件に設定します

予定価格5,000万円以上の工事 工事業種別の入札参加条件

	設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
		市内本店	市内支店・営業所	市外	
道路舗装工事	5,000万円以上 1億円未満	800点以上	900点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			—	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 1,000点以上	特定
	設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
		市内本店	市内支店・営業所	市外	
橋りょう工事	5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			—	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 900点以上	特定
	設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
		市内本店	市内支店・営業所	市外	
下水道施設工事	5,000万円以上 1億円未満	800点以上	900点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			—	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 1,000点以上	特定

予定価格5,000万円以上の工事 工事業種別の入札参加条件

	設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
		市内本店	市内支店・営業所	市外	
一般土木工事	5,000万円以上 1億円未満	800点以上	900点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			—	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 1,000点以上	特定
	設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
		市内本店	市内支店・営業所	市外	
建築工事	5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			—	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 900点以上	特定
	設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
		市内本店	市内支店・営業所	市外	
電気工事	5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			多摩地域本店 900点以上	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 900点以上	

予定価格5,000万円以上の工事 工事業種別の入札参加条件

	設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
		市内本店	市内支店・ 営業所	市外	
給排水衛生工事	5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			多摩地域本店 900点以上	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 900点以上	
空調工事	5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			多摩地域本店 900点以上	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 900点以上	
造園	5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	—	一般・特定
	1億円以上 1億5,000万円未満			多摩地域本店 900点以上	特定
	1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 900点以上	

予定価格5,000万円以上の工事 工事業種別の入札参加条件

運動場施設

設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
	市内本店	市内支店・ 営業所	市外	
5,000万円以上 1億円未満	800点以上	900点以上	—	一般・特定
1億円以上 1億5,000万円未満			都内本店・支店・営業所 1,000点以上	特定
1億5,000万円以上				

解体工事

設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
	市内本店	市内支店・ 営業所	市外	
5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	都内本店 多摩地域支店・営業所 900点以上	一般・特定
1億円以上 1億5,000万円未満			都内本店・支店・営業所 900点以上	特定
1億5,000万円以上				

予定価格5,000万円以上の工事 工事業種別の入札参加条件

電話・通信

設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
	市内本店	市内支店・ 営業所	市外	
5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	多摩地域本店・支店・営業所 900点以上	一般・特定
1億円以上 1億5,000万円未満			都内本店・多摩地域支店・営業所 900点以上	特定
1億5,000万円以上			都内本店・支店・営業所 900点以上	

エレベーター

設計価格	地域区分及び経営事項審査の総合評定値			対象の建設業の許可区分
	市内本店	市内支店・ 営業所	市外	
5,000万円以上 1億円未満	700点以上	800点以上	都内本店・支店・営業所 800点以上	一般・特定
1億円以上 1億5,000万円未満			地域要件なし 900点以上	特定
1億5,000万円以上				

1 入札方法の見直し

- ・予定価格等を不正に入手しようとする働きかけを防止する入札方法を検討すること
-

改正内容

予定価格500万円以上の工事の競争入札について

- ・予定価格を事前に公表します。
- ・総合評価方式(市町村簡易型)を導入します。

予定価格の事前公表 概要

- ・予定価格500万円以上の工事の競争入札において、入札公告に予定価格(税抜)を記載します。
- ・低入札価格調査制度の調査基準価格等は事前公表しません。
- ・発注図書の設計内訳書は、従来通り金抜きのものを使用します
- ・事前公表を行う案件は、再度入札を行いません。
(1回目の入札で落札者がなかった場合は、入札不調となります)

総合評価方式 概要

- ・予定価格500万円以上の工事の競争入札において、原則として全件で総合評価方式(市町村簡易型)を採用します。
- ・最低制限価格は設定しません。
- ・全件を低入札価格調査の対象とし、調査基準価格・失格基準を設定します。
- ・案件ごとに総合評価方式技術評価点申出書と必要書類の提出をお願いします。

総合評価方式 評価値の算出方法

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

総合評価方式

価格評価点の算出方法

【入札価格 \geq 調査基準価格の場合】

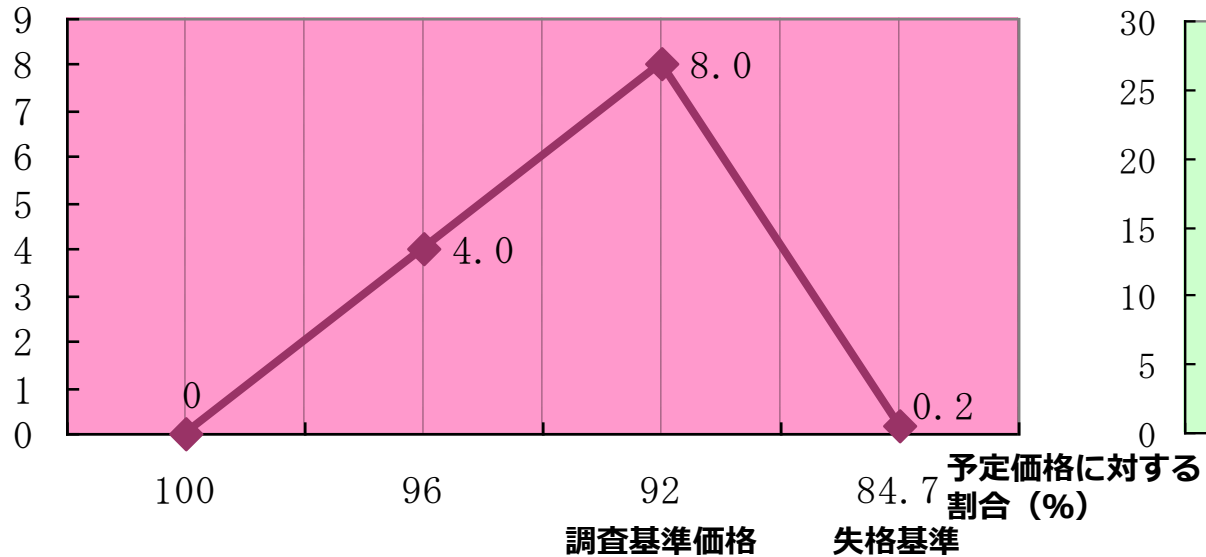
$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

【入札価格 $<$ 調査基準価格の場合】

$$\text{調査基準価格の価格点} - (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) - \text{調査基準価格の価格点}) - 0.5$$

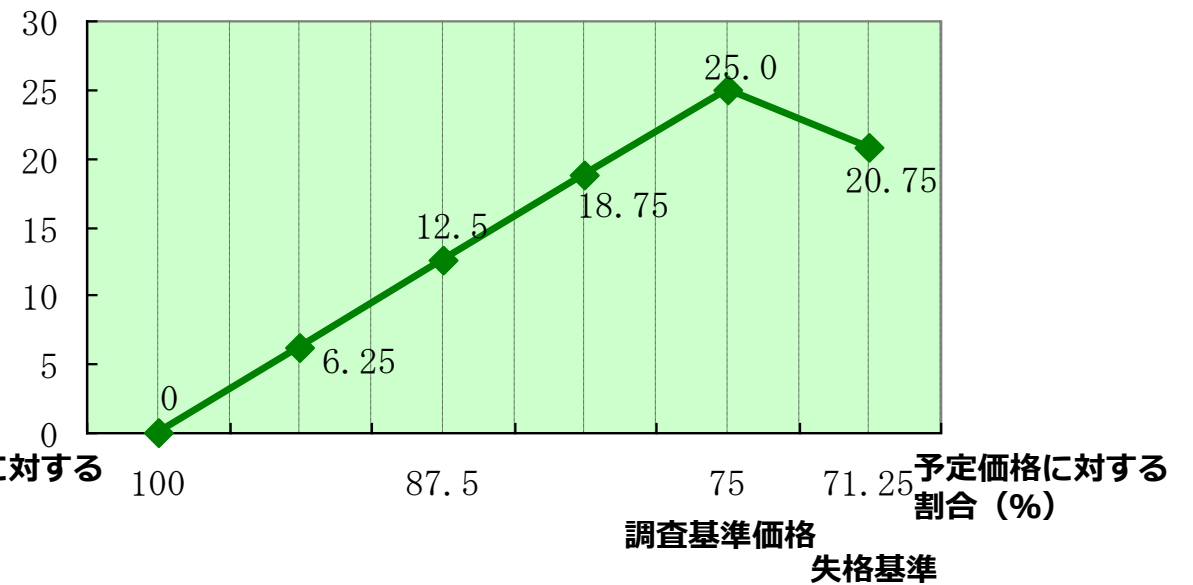
総合評価方式 価格評価点の算出イメージ

価格評価点 (点)



調査基準価格が予定価格の92%の場合

価格評価点 (点)



調査基準価格が予定価格の75%の場合

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【府中市発注の同種工事の成績評定】

・前年度から過去3年以内に完了した同種の工事で、府中市発注の直近2件の工事成績評定点の平均点で評価します。

提出書類 | 原則、必要ありません

評価基準	評価点	配点
90点以上	4	4
85点以上90点未満	3	
80点以上85点未満	2	
75点以上80点未満	1	
75点未満	0	

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【同種工事の優秀工事表彰】

・府中市又は東京都・都内市区町村発注の同種工事で、入札の告示日から過去3年以内に表彰を受けた実績を評価します。

評価基準	評価点	配点
府中市	2	2
東京都又は 都内市区町村	1	
表彰を受けていない	0	

提出書類

府中市以外で表彰を受けた場合は、表彰を受けたことが分かるもの

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【配置予定技術者の保有資格】

- ・配置予定技術者の保有資格を評価します。

提出書類

資格者証の写し
(過去の案件や現場代理人等の調査で提出済みの場合は不要です)

評価基準	評価点	配点
1 級技術者	2	2
2 級技術者	1	
その他の技術者	0	

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【入札参加事業者等の所在地】

・入札参加事業者と下請予定事業者の所在地を評価します。

全ての施工を

・市内**本店**事業者が行う場合：**4点**

・市内**支店**事業者が行う場合：**2点**

加点します。

提出書類

必要ありません

※自社・下請予定の施工割合は申出書にて申告していただきます

評価基準	評価点	配点
府中市内本店の自社施工割合 + 府中市内本店業者への下請の割合 (単位：％(整数))	掛け率 4	4
府中市内支店等の自社施工割合 + 府中市内支店等への下請の割合 (単位：％(整数))	掛け率 2	
市外業者	0	

※JVの場合はガイドラインをご確認ください

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【入札参加事業者等の所在地】

(加点例)

＜市内本店自社施工80%＋市内本店下請20%＞

$80\% \times 4点 + 20\% \times 4点 = 計4点$

＜市内本店自社施工80%＋市内**支店**下請20%＞

$80\% \times 4点 + 20\% \times 2点 = 計3.6点$

＜市内本店自社施工60%＋**市外業者**下請40%＞

$60\% \times 4点 + 40\% \times 0点 = 計2.4点$

評価基準	評価点	配点
府中市内本店の自社施工割合 ＋ 府中市内本店業者への下請の割合 (単位：％(整数))	掛け率 4	4
府中市内支店等の自社施工割合 ＋ 府中市内支店等への下請の割合 (単位：％(整数))	掛け率 2	
市外業者	0	

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【本市と災害時の応援等に係る協定を締結している団体への所属】

・本市の地域防災計画に基づいて、災害時の応援等に係る協定を締結している団体に所属している事業者について加点評価します。

提出書類	協定を締結していること又は団体に属していることを証明できるもの（過去の案件で提出済みの場合は不要です）
------	---

評価基準	評価点	配点
所属している	1	1
所属していない	0	

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【市内におけるボランティア活動実績】
(3年以上継続的に実施していること)

・事業者として取り組み、無償で地域社会貢献のために行う活動が該当します(市内実績)。

※活動例はガイドラインをご確認ください

提出書類

事業者作成のボランティア活動計画書及び実績書、写真、パンフレット等(当該年度で一度提出している場合は不要です)

評価基準	評価点	配点
2つ以上のボランティアを実施	2	2
1つのボランティアを実施	1	
なし	0	

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【障がい者雇用等の取組み】

- ・入札告示日現在で雇用期間1年以上の障がい者雇用を対象とします。

評価基準	評価点	配点
あり	1	1
なし	0	

提出書類	障害者手帳の写し (過去の案件で提出済みの場合(有効期限内のもの)は不要です) + 雇用していることを証明できるもの
------	---

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【男女共同参画の推進】 (育児・介護休業制度等の有無)

・育児・介護休業制度、それに伴う短時間勤務制度等の措置についての就業規則の記載の有無で評価します。

評価基準	評価点	配点
あり	1	1
なし	0	

提出書類

就業規則、労働協約等の写し
(過去の案件で提出済みの場合は不要です)

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【法定外労働災害補償制度加入】

- ・入札告示日現在の加入状況を条件として評価します。

提出書類

必要ありません
(経営事項審査結果通知書で確認します。加入等を証明できる書類を求めることがあります)

評価基準	評価点	配点
加入している	1	1
加入していない	0	

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【建設キャリアアップシステムの登録】

- ・入札告示日現在の登録状況を条件として評価します。

提出書類

登録を証明できる書類
(過去の案件で提出済みの場合は不要です)

評価基準	評価点	配点
登録している	1	1
登録していない	0	

総合評価方式 技術評価点の評価項目

【ISO14001又はエコアクション21の取得の有無】

・入札告示日現在の取得状況を条件として評価します。

提出書類	取得したことを証明できる書類 (経営事項審査結果通知書で ISO14001の取得を確認できる場 合は除きます)
------	--

評価基準	評価点	配点
あり	1	1
なし	0	

総合評価方式 技術評価点の申出

- ・入札案件ごとに申出書の提出をお願いします(持参または郵送)。
- ・提出期限は、原則、開札日の3日前(土・日・祝日を除く)です。
- ・申出書の書式は、市ホームページに掲載します。
- ・施工後、配置予定技術者と自社・下請施工の割合については、申出内容を満たしているか確認します。

総合評価方式技術評価点申出書(案)

府中市長 所在地 市内外支店(営業所)・市外
 会社名 市内外支店(営業所)・市外
 代表者名 市内外支店(営業所)・市外

入札件名 地域区分

No.	分類	評価内容・提出書類等	評価基準	チェック 又は記入	評価点 (記入不要)
1	企業 の 施 工 力	府中市発注の同種工事の成績評定(昨年度までの過去3年間のうち 直近2件の平均) <提出書類> 原則なし	90点以上 85点以上90点未満 80点以上85点未満 75点以上80点未満 75点未満		
2	企業 の 技 術 力	同種工事の優秀工事表彰(過去3年間の受賞の有無) <提出書類> 府中市以外で表彰を受けた場合は、表彰を受けたことが分かる もの(過去に提出した場合は原則不要)	府中市 東京都又は都内市区町村 表彰を受けていない		
3	配置 予 定 技 術 者	配置予定技術者の保有資格 ※下位変更の場合、指名停止対象 <提出書類> 資格者証の写し (過去の案件や現場代理人等の調査で提出済みの場合は不要)	1級技術者 2級技術者 その他の技術者		
4	入 札 参 加 者 の 所 在 地 域 へ の 貢 献	事業者及び下請予定事業者の所在地 ※小数点以下第2位まで表記 一自社施工・下請予定の施工割合を記入してください。施工割 合は金額ベースとします。 (例)契約金額10,000,000円で、下請業者との契約金額 2,000,000円の場合:自社施工90%・下請予定10% ※施工完了後に実績を評価し、本申出書の評価点に満たなかつ た場合、他の工事の入札において、1年間、総合評価方式の技 術評価点から4点を差し引きします。 <提出書類> なし	自社施工分 (市内本店) 下請予定 (市内支店) 下請予定 (市外業者)	% % % %	
5	地 域 密 着 度 及 び 貢 献 度	本市と災害時の応援等に係る協定を締結している団体への所属 <提出書類> 協定を締結していること又は団体に属していることを証明でき るもの(過去の案件で提出済みの場合は不要)	所属している 所属していない		
6	社 会 性	市内におけるボランティア活動実績(3年以上継続的に実施してい ること) <提出書類> 事業者作成のボランティア活動計画書及び実績書、写真、パン フレット等(当該年度で提出している場合は不要)	2つ以上のボラン ティアを実施 1つのボランティ アを実施 なし		
7	環 境	障がい者雇用等の取組み <提出書類> 障害者手帳の写し(過去の案件で提出済みの場合(有効期限内 のもの)は不要)・雇用していることを証明できるもの 男女共同参画の推進(育児・介護休業制度等の有無)	あり なし あり		
8	環 境	労働環境 <提出書類> 就業規則、労働協約等の写し(過去の案件で提出済みの場合は 不要)	なし		
9	社 会 性	法定外労働災害補償制度加入 <提出書類> なし(経営事項審査結果通知書で確認します。加入等を証明で きる書類を求められることがあります)	加入している 加入していない		
10	環 境	建設キャリアアップシステムの登録 <提出書類> 登録を証明できる書類(過去の案件で提出済みの場合は不要)	登録している 登録していない		
11	環 境	ISO14001又はエコアクション21の取得の有無 <提出書類> 取得したことを証明できる書類(経営事項審査結果通知書で ISO14001の取得を確認できる場合は除く)	あり なし		
		「入札参加業者等の所在地」未達成による減点(-4点) ※過去の案件で減点の通知を受けている場合			
技術評価点合計					

2 不正業者に対する厳罰化

- ・不正行為に対する厳罰化を検討すること
-

改正内容

- ・指名停止措置基準の改正
- ・違約金条項の制定
- ・違約金の率の変更

指名停止措置基準の改正 概要

- ・新たに「競売入札妨害」を適用事項に加えます。
- ・談合・贈賄・競売入札妨害で逮捕された場合の指名停止期間を延ばします。
(事業者を代表する役員又は営業主が逮捕された場合、指名停止期間を3年にするなど)

※詳細は指名停止基準をご確認ください

違約金条項の制定 概要

・工事・委託・賃貸借・物品など全ての契約において、不正行為による違約金特約条項を制定します。

※詳細は特約条項をご確認ください

違約金の率の変更 概要

- ・公正取引委員会による排除命令があった場合や公契約関係競売等妨害の刑が確定した場合の契約条項の違約金の率を10分の1→**10分の3**に引き上げます。

※詳細は特約条項をご確認ください

3 入札及び契約の透明性の向上と適正化

- ・入札等を監視する第三者機関の設置を検討すること
-

取組内容

- ・入札等監視委員会を設置し、中立、公正な立場で、客観的に、入札及び契約手続の運用状況等の審査を行います。

4 「不正な働きかけ」への対応

- ・「不正な働きかけ」への対応手順を定めること
-

取組内容

- ・従来の「談合情報対応の手引き」を大幅に改め、「談合情報等対応マニュアル」を作成します。
- ・同マニュアルに、新たに官製談合が疑われる場合の対応方法を定めます。

※内容は市ホームページからご確認ください

その他の制度変更 ー入札スケジュールー

工事入札のスケジュールを変更します

- ・募集開始を**水曜日**、募集終了を翌週**火曜日**に変更します。
- ・条件付一般競争入札の参加資格確認通知、工事希望型指名競争入札の指名通知は**金曜日**に行います。
- ・開札は**水曜日**に行いますが、総合評価方式を採用する案件の落札決定は、翌日の**木曜日**までに行います。

※工事の規模や内容、祝日の有無などにより変更となる場合があります。
詳細は入札参加者心得及び入札公告をご確認ください。

その他の制度変更 ー入札スケジュールー

工事入札の見積り期間を延ばします

- ・予定価格500万円以上、5,000万円未満の案件では、標準見積り期間を従来の「7日間」→「**9日間**」に延ばします。
- ・予定価格5,000万円以上の案件では、標準見積り期間を従来の「12日間」→「**14日間**」に延ばします。

※工事の規模や内容、祝日の有無などにより変更となる場合があります。
詳細は入札公告でご確認ください。

その他の制度変更 —低入札価格調査制度—

低入札価格調査制度の対象案件が増えます

- ・従来の予定価格1億5,000万円以上の案件に加え、**総合評価方式を採用する案件全て**が対象となります。
- ・調査対象となった場合、概ね3日以内に必要書類を提出していただきます。
- ・開札から調査終了まで、概ね2週間かかります。

※低入札価格調査の調査項目は、入札参加者心得をご確認ください。

その他の制度変更 ー低入札価格調査制度ー

低入札価格調査制度に失格基準を設けます

- ・低入札価格調査制度において、新たに失格基準を設けます。
- ・失格基準価格の算出方法は次のとおりです。

$$\text{失格基準価格} = \text{調査基準価格} \times 0.95$$

その他の制度変更 —低入札価格調査制度—

低入札価格調査を受けた場合、契約保証金等を増額します

- ・低入札価格調査を経て契約に至った場合、契約保証金の納付額を従来の契約金額の10分の1から**10分の2**に増額します。
- ・上記のうち、契約金額が7億円以上の場合、履行ボンドの加入要件を契約金額の10分の3から**10分の4**に増額します。

その他の制度変更 - 積算内訳書 -

積算内訳書に法定福利費の明示をお願いします

・工事の入札時に添付する積算内訳書において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に係る法定福利費を明示していただきますようお願いいたします。

※あわせて契約条項も改正します。

法定福利費の明示方法は、「工事請負契約の内訳書における法定福利費の明示について」（市ホームページに掲載）をご確認ください。

その他の制度変更 - 現場代理人常駐義務の緩和 - 現場代理人常駐義務の緩和措置基準の改正

- ・特定の条件下において、現場代理人の常駐を要しない期間を設けます。
- ・現場代理人の兼任の条件について、「府中市発注の工事」から「国・地方公共団体の工事」に対象を広げます（工事現場は府中市内に限定しています）。
- ・現場代理人の兼任が認められる条件を緩和します。

※詳細は、府中市工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準をご確認ください。